

赤い羽根共同募金 Q & A

共同募金の目的は？

共同募金は、区域内（兵庫県）において、公的施策のみでは支えられない地域福祉を推進していくため、たすけあいの心をもって、社会福祉分野の民間活動を財政面から支援するものです。

このようなことから、共同募金は、民間のボランティアによって集められ、地域福祉事業を実施する民間団体に配分するという特徴を持っています。

昭和26年制定の社会福祉事業法（平成12年に「社会福祉法」に改称）で明確に位置づけられ、法に基づいて進められています。

募金にはどんな種類があるの？

明石市共同募金委員会で行っている募金活動の種類は次のとおりです。

- ①戸別募金 自治会等のご協力により各世帯にお願いする募金
- ②法人募金 企業や団体等にお願いする募金
- ③街頭募金 商店街やイベント会場などで行う募金
- ④学校募金 児童生徒の皆さんの自主的な参加をお願いする募金
- ⑤バッジ募金など 事業所、社会福祉施設、官公庁、団体等にお願いする募金など



募金したお金の流れは？

集まった募金は、明石市共同募金委員会で集計して、全額、兵庫県共同募金会に送ります。そして、翌年度、兵庫県共同募金会から、県内の福祉施設や団体に配分する金額を差し引いた残りが明石市共同募金委員会に送金されます。

明石市共同募金委員会は、ここから事務費を差し引き、明石市社会福祉協議会に配分します。

明石市社会福祉協議会は、この配分金を財源として、各種事業や団体への助成等を行います。

1世帯あたりの目安の根拠は？

まず、前年度の募金状況、次年度の配分計画などにより明石市の目標額を決定します。（今年度は20,872,000円）その目標額から自治会加入世帯数などを勘案して、1世帯あたりの目安（目標額）を230円としています。

市民のみなさんに強制するものではなく、任意の募金です。

募金の使いみちは？（平成22年度実績）合計額19,736,668円

- 地域福祉の充実のために（6,814千円）
市内の各地区社会福祉協議会活動や集いなど地域福祉の支援に
- 障がいのある方のために（1,580千円）
障がい児・者の社会参加や相談などへの支援に
- お年寄りのために（2,442千円）
高齢者の生きがい活動や車いすの貸し出しなどの福祉活動の支援に
- ボランティア活動等に（1,872千円）
ボランティア活動に必要な資機材購入などの支援に
- 社会福祉施設・団体等へ（6,039千円）
県内の福祉施設や団体に備品などの購入や施設整備への支援に
- 子供たちのために（990千円）
福祉体験学習や子育て広場への支援、私立保育所の施設整備費などに

